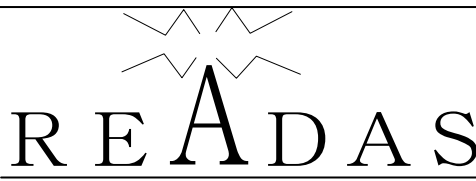


第 5295 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2015年)平成27年 8月24日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 受取配当等の益金不算入

**Q**：受取配当等の益金不算入の取扱いが改正されたようですが、どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

平成27年度税制改正において、受取配当等の益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合が改正され、それぞれ次のとおりとされました。

〔株式等の区分〕	〔益金不算入割合〕
①完全子法人株式等 (株式等保有割合100%)	100%
②関連法人株式等 (株式等保有割合3分の1超100%未満)	100%
③その他の株式等 (株式等保有割合5%超3分の1以下)	50%
④非支配目的株式等 (株式等保有割合5%以下)	20%

(注)②の株式等の益金不算入の額は、その配当等の額から負債の利子の額を控除した金額となります。

また、関連法人株式等の株式保有要件は、発行株式総数の3分の1超を配当の計算期間で継続保有していることとされました。

なお、関連法人株式等の判定にかかる株式の取得日について、株式の購入の場合は、株式の引渡しのあった日などを法基通3-1-7の2で明らかにしています。

